

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出について、縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 変更の対象となった届出

平成十九年岡山県公告第二八三号で公告された大規模小売店舗の新設に関する届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ西大寺店（区画A）

所在地 岡山市金岡西町一〇五―一ほか

三 届出の概要

1 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数

(1) 駐輪場の位置

（変更前）届出書添付図一記載のとおり

（変更後）届出書添付図二記載のとおり

(2) 駐輪場の収容台数

（変更前）

百八台（駐輪場A一 三十台、駐輪場A二 十四台、駐輪場A三 十六台、駐輪場A四 十一台、駐輪場A五 三十七台）

（変更後）

百八台（駐輪場A一 三十台、駐輪場A二 十四台、駐輪場A三 二十六台、駐輪場A四 十六台、駐輪場A五 二十二台）

2 届出年月日

平成十九年十一月十二日

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十一月二十七日から平成二十年三月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課